

江戸川区緊急災害対策

～東日本大震災を踏まえて～

平成 23 年 6 月
江戸川区

目 次

1	緊急対策の考え方	1
2	緊急災害対策の検討対象	2
3	緊急災害対策の主な項目	2
4	緊急対策の規模	2
5	江戸川区の被害実態	3
6	災害に強いまちづくりの推進	4
7	災害対策の見直し（防災力の向上）	9
8	被災者、被災地支援	16
9	この夏の節電対策等	18

1 緊急対策の考え方

この3月11日、東日本を襲ったM9の地震はこれまでの想定を超える規模の巨大地震となり、高さ10メートルを超える大津波を発生させるなどの複合的被害をもたらし、その被害規模は甚大なものとなりました。

また、このことにより発生した福島第一原子力発電所の事故は、放射能漏れを引き起こし、未だその終息の目途も立たない実態にあります。更には電力危機、風評被害など、まさに五重苦の国難であります。国民をあげてこの危機を克服しなければなりません。

江戸川区といたしましても、区民の皆様と一致団結して被災地への支援を最大限実施してまいります。被災地、被災民の実態、気持に寄り添って、必要なだけ、継続的に支援を行ってまいります。また、江戸川区に長期避難を余儀なくされている皆様への生活支援にも江戸川区民の暖かい心で取り組んでまいります。

一方、我が江戸川区におきましても、震度5強の揺れとなり、人命にかかわる被害はなかったものの、臨海部における液状化の被害など、過去に経験のない被害が発生しております。迅速な復旧を実施するとともに、被災した区民の皆様への生活再建支援を実施してまいります。

この度の大震災は、江戸川区の災害対策にも多くの教訓をもたらしました。

大河川河口部の堤防に囲まれたゼロメートル都市・江戸川区は、地震や水害などの自然災害にとって脆弱な地勢であり、災害に強い安全・安心のまちづくりを推進することが不可欠です。

江戸川区はこれまで区民と区の協働により土地区画整理事業をはじめとし、都市計画道路、橋梁、河川、堤防、下水道、公園などの都市基盤整備を精力的に進めてきました。さらに、建築物の耐震化やライフラインの整備、国や東京都の事業促進にも取り組んできた結果、まちの安全性・防災性は確実に向上しています。

しかし、東日本大震災の未曾有の被害や、首都直下型地震の被害想定、さらには異常気象による大雨の頻発化などを踏まえると、更なる安全対策と災害に対する一層の備えをしなければなりません。地震による建物の倒壊や大規模火災、そして、津波、高潮、洪水などが同時発災する、複合的災害の課題も指摘されているところです。

江戸川区は、この度の大震災を踏まえて災害対策の必要な見直しを行い、区民の命を守る災害に強い安全安心のまちづくりにハード・ソフトの両面から取り組むとともに、被災地支援に全力投球し、国難に立ち向かってまいります。

2 緊急災害対策の検討対象

今回取りまとめを行った緊急災害対策は、江戸川区が東日本大震災の災害対応で直面した課題に着目して抽出を行い、見直しを行うべき項目について整理したものです。

一方で、今まさに被災地が抱えている、様々な課題は、質量ともに極めて深刻かつ重大なものであります。それらの課題については被災地支援の職員派遣などを通してその実態を認識し、関係機関と連携を取りながら、今後、地域防災計画の中で総合的に見直しを行ってまいります。

3 緊急災害対策の主な項目

- (1) 災害に強いまちづくりの推進
- (2) 災害対策の見直し（防災力の向上）
 - ①被害想定の見直し
 - ②予防体制の強化
 - ③初動態勢の充実
 - ④情報伝達・本部体制の強化
- (3) 被災者・被災地支援
 - ①区内被災者への支援（被災家屋への支援）
 - ②震災の影響を受けた区内事業者支援
 - ③被災地から避難されている方への支援
 - ④被災地への支援
- (4) 今夏の節電対策等
 - ①区の見直し
 - ②区民への節電に対する啓発
 - ③放射線量の情報提供

4 緊急対策の規模

○検討・見直すべき項目 33項目 事業費 約10億円

5 江戸川区の被害実態

1. 江戸川区の被害状況

(1) 人的被害なし

(2) 公共施設等の損害

①公共建物被害

- ・一部使用制限を要する損傷（庁舎・文化共育施設・学校等） 8施設
- ・軽微な損傷（文化共育施設・学校・保育園・図書館等） 52施設

②道路、公園、給排水施設等

- ・道路陥没、橋亀裂、街路灯転倒等、電柱傾斜等 33箇所
- ・堤防破損、水道管破損、親水公園・緑道等破損 17箇所

③液状化被害

- ・清新町一丁目、二丁目において道路及び下水道・水道等のライフラインに被害が発生

(3) 民間施設被害

・民間建築物応急危険度判定

危険（赤） 10棟（構造上の危険ではなく、屋根瓦・外壁等の落下の危険性が高いため（赤）と判定）

要注意（黄） 10棟

調査済（緑） 21棟（建物使用が可能）

- ・り災証明申請 186件（大規模半壊4棟、半壊3棟、一部損壊179棟）

2. 江戸川区が実施した主な対応状況

(1) 一時避難者、帰宅困難者の支援

- ・避難した区民や帰宅困難者へ施設提供（48施設、2,306人）

(2) すくすくスクール

- ・保護者が帰宅困難なため、児童を施設で保護

3月11日（金）～3月12日（土）翌朝7時50分、児童最終引取り完了

(3) 区立保育園

- ・保護者が帰宅困難なため、園児を施設で保護

また、私立保育園についても同様の対応を行った。

3月11日（金）～3月12日（土）翌朝8時40分、園児最終引取り完了

(4) 障害者施設等

- ・施設利用者全員の引き渡し、帰宅を確認

（希望の家、虹の家、福祉作業所、みんなの家、えがおの家、さくらの家、障害者支援ハウス、障害者就労支援センター、くすのきカルチャーセンター等）

（平成23年6月13日現在）

6 災害に強いまちづくりの推進

【災害に強い都市構造の形成】

安心して住み続けていくためには、震災や風水害などの災害に強いまちをつくることが重要です。そのためには、災害に強い都市構造の形成のための都市基盤整備を今後も引き続き進めていきます。

1. 市街地整備

土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none">● 葛西南部地域や都営新宿線駅周辺など、区陸域面積の1/3の地域で、道路・公園などの整備を含めた良好な住環境を創出<ul style="list-style-type: none">・事業面積1,266ha（完了1,164ha、事業中102ha）・葛西沖開発、葛西南部組合施行、平井7丁目地区 等・新宿線駅（一之江、瑞江、篠崎）周辺（事業中）● スーパー堤防整備などと一体で、まちの課題解消を図る市街地整備を推進<ul style="list-style-type: none">・北小岩一丁目東部地区（事業中）、篠崎公園地区（事業調整中）
再開発事業	<ul style="list-style-type: none">● 建築物の高度利用とともに、道路・公園などの整備を推進● 亀戸・大島・小松川地区では、スーパー堤防整備と一体で、安全な避難場所となる小松川防災拠点を創出<ul style="list-style-type: none">・亀戸・大島・小松川地区（事業中）・平井駅南口地区、JR小岩駅周辺地区（事業調整中） 等
密集住宅市街地整備促進事業	<ul style="list-style-type: none">● 老朽化した住宅の密集度が高く、公共施設の水準が低い地域において、道路拡幅や公園などの公共施設を整備<ul style="list-style-type: none">・南小岩七・八丁目地区、松島三丁目地区など全9地区 面積212ha（うち8地区事業中）
地区計画	<ul style="list-style-type: none">● 地域住民とともに、建築形態や道路等の公共施設の配置を計画し、地域特性にあわせた良好な環境を整備するまちづくりのルール<ul style="list-style-type: none">・全35地区

2. 道路整備

都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で快適な都市の骨格となる道路ネットワークの形成により、交通の円滑化、防災性の向上、良好な環境を創出 ・ 全体計画 128 km、完成 98 km（整備率 77%）、事業中 10 km ・ 区施行事業中 6 路線、10 箇所、延長 8,300 m
駅前広場・駐輪場整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 通行の支障となる放置自転車の解消を図る駐輪場整備などの総合自転車対策とともに、まちの顔・交通結節点である駅前広場の機能を拡充し交通環境を改善
生活道路整備、細街路拡幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 隅切りの新設やボトルネックの解消などにより、身近な生活道路を安全で快適な空間に改善 ● 建築などに合わせ、道路を拡幅し 4 m 未満の細街路を解消
電線類の地中化	<ul style="list-style-type: none"> ● 通行の支障となる電柱をなくし、電線類を地下に埋設することにより、防災性の向上・美しい都市景観を創出 ・ 駅周辺、都市計画道路などの主要道路で推進（事業中） ・ 学校・公園などの避難場所周辺の生活道路をモデルケースで推進（瑞江駅西部土地区画整理事業地区内、事業中）
街路樹の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画道路や歩道・緑道整備などにあわせ、延焼防止・防災空間確保を図る街路樹・植樹帯を整備
違法駐車をなくす 駐車場整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場整備、区民と区の協働による違法駐車防止活動により、災害時の安全な避難・緊急車両の通行路を確保 ・ 新川地下駐車場、なぎさ南駐車場、東大島駅駐車場

3. 橋梁整備

橋梁の新設、架け替え	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川の多い本区の道路ネットワーク形成に欠くことのできない橋梁の整備により、安全な避難路・緊急車両通行などを確保 ・ 新中川（上一色中橋架替中）、新川（新川橋架替中）、旧中川などの橋梁新設・架け替え ・ 計画的な補修、経費縮減を図る橋梁長寿命化修繕計画の策定 ・ 安全な広域避難を可能とする都県境橋梁の整備検討
橋梁の耐震補強	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模地震時に被害を最小限に抑える橋梁耐震化の推進 ・ 新中川の橋梁、旧中川の橋梁（事業中）

4. 洪水を安全に流す河川整備

放水路の開削	<ul style="list-style-type: none"> ● 低地帯を洪水から守る放水路の開削 ・荒川（昭和5年）、江戸川（大正8年）、新中川（昭和38年）
河道の拡幅、引堤	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水を安全に流下させるための江戸川、荒川などの川幅拡大
緊急河川敷道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の物資輸送などを可能とする荒川、江戸川の河川敷道路の整備
船着場整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の舟運による避難・物資輸送などの拠点となる船着場整備 ・整備済18か所、事業中1か所、計画1か所

5. 壊れない堤防整備

外郭堤防の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水を安全に流下させるための江戸川、荒川などの堤防高嵩上げ、堤防幅拡大 ● 堤防幅を拡大し強化する江戸川、荒川などの緩傾斜堤防化の推進
高潮対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 既往最大の伊勢湾台風級の高潮（AP+5.1m）に対処できる堤防高を確保
スーパー堤防整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定規模を超える洪水（超過洪水）に対して、決壊しないスーパー堤防（高規格堤防）整備の推進 ● 越水、浸透、大地震でも壊れない強固な堤防整備の推進 ・荒川右岸 小松川地区2.4km（事業中） 平井7丁目地区0.15km ・江戸川右岸 北小岩一丁目東部地区（事業中） 篠崎公園地区（事業調整中）
堤防耐震補強	<ul style="list-style-type: none"> ● 阪神・淡路大震災を契機とした堤防耐震補強の推進 ・中川左岸、旧江戸川右岸の緊急耐震対策完了
バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川敷への安全な避難を可能とする江戸川、荒川などの堤防緩傾斜化、スロープ・階段整備の推進
樋門の撤去、水門の改修	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防の安全性を高める樋門、水門などの河川施設の適正管理 ・事業中3か所（23年度）

6. 浸水防止対策

公共下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間雨量50mmに対応する下水道の整備（平成7年概成） ● 浸水被害を防止するポンプ所の整備、耐震化の推進
雨水貯留施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲリラ豪雨から浸水を防ぐ雨水貯留の推進 ・貯留対策量 約57,000m³（学校プール約200箇所相当） ・道路・公園・公共施設の貯留槽、透水性舗装 等 ・中央1・2丁目地区雨水貯留施設（事業調整中）

7. 公園・緑地整備

大規模公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 篠崎公園、宇喜田公園などの大規模公園の整備による安全な避難場所、防災拠点の拡充 ・ 篠崎公園、宇喜田公園の整備拡張（事業中） ● 篠崎公園地区におけるスーパー堤防、都市計画道路、江戸川緑地などの一体整備の推進 ● 大規模公園整備に合わせた高台化の推進による水害時避難場所の拡充
身近な公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の一時避難場所の拡充、地域の防災性を高めるオープンスペースの創出 ・ 公園、児童遊園等 441か所 ・ 公園新設、改修整備等の推進（事業中） ● 災害時に安全に機能する公園施設の防災化 ・ かまどベンチ、ソーラー園灯、防災貯水槽等（事業中）
親水公園、親水緑道整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の消防水利に活用できる親水施設の整備 ● 延焼遮断帯となる街路樹・植樹帯の整備 ・ 親水公園5路線9,610m、親水緑道18路線17,680m

8. 区建築物の防災性向上

公共施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 阪神・淡路大震災を契機に耐震診断を行い、補強の必要な施設の耐震化を実施
小・中学校の改築	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学校の約2/3にあたる71校の改築を順次計画的に推進 ● 災害時の避難場所、地域の防災拠点としての機能向上 ・ 松江小学校改築（事業中）

9. 民間建築物の防災性向上

耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸建住宅、分譲マンションなどを対象とした耐震診断、耐震改修設計・工事費用の一部助成を実施中
不燃化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 不燃化促進区域内の耐火建築物の建築費用一部助成により、火災の延焼防止、避難路の安全を確保 ・ 環7沿道（不燃化率66%）、補助120号線沿道（不燃化率56%）

10. ライフライン防災対策

ライフラインの耐震化	<ul style="list-style-type: none">● 地震などの災害時に、被害を最小限に抑え機能を発揮するライフライン施設の安全対策を推進● 水道<ul style="list-style-type: none">・送水管・配水本管（φ400mm以上）耐震継手化46%（実施中）・配水本管（φ400mm未満）耐震継手化24%（実施中）・給水管のステンレス化（フレキシブル化）完了・応急給水拠点整備（西瑞江給水所、葛西給水所等）● 下水道<ul style="list-style-type: none">・本管とマンホール接続部耐震化 避難所周辺の約6割完了（実施中）・マンホール浮上防止対策 国道・都道の緊急輸送路 完了 区道の主要道路等（実施中）● ガス<ul style="list-style-type: none">・高圧、中圧管 溶接接合による耐震化完了・低圧、供給管 耐震管への切り替え約8割完了（実施中）
------------	---

11. 鉄道の立体化推進

京成本線連続立体化の推進	<ul style="list-style-type: none">● 踏切の解消により、円滑な交通・防災性の向上を実現する立体化の推進
--------------	--

7 災害対策の見直し（防災力の向上）

◎緊急的に取り組むもの ○中期的に取り組むもの

(1) 大規模地震時における堤防決壊と高潮・洪水・津波被害想定

- **大規模地震時における堤防決壊と高潮・洪水・津波が重なったときの被害想定を明らかにし、各状況に応じた避難行動計画を検討します。** ◎

本区は、江戸川・荒川の河口に位置する低平地であり、陸域の7割が満潮面以下のゼロメートル都市です。そのため、大規模地震による堤防決壊と高潮・洪水・津波による複合被害が考えられることから、その場合の被害想定を調査し、避難方法や避難場所などについて区民の皆様へお知らせします。

- **水害時に避難する高層建物との避難協定を検討します。** ○

本区には、水害時避難場所として有効となる高所が少ないことから、一旦浸水が始まれば、住まいの最寄りの高層マンションなどに避難することが大切です。そのため、水害時にオートロックの解除などを求める防災協定を各マンション管理組合や建物所有者と結ぶよう協議を進めます。

※今後起こりうる地震規模の見直しについては、中央防災会議の検討結果を受けて再検討します。

(2) 液状化対策

- **区内液状化発生箇所の、地盤の検証を行うとともに、液状化予測図について、東京都に見直しを行うよう要請していきます。** ◎

区内で液状化が発生した箇所の土質調査を行うとともに、これまでの「東京の液状化予測図」では、液状化が発生しにくいとされた地域で、今回、液状化が起こったため、東京都に対し「東京の液状化予測図」の修正を要請していきます。

(1) 地域防災力の向上

<p>➤ 自主防災組織の育成・充実を図り、地域防災訓練などを推進します。</p> <p>町会・自治会などを中心とした自主防災組織の育成・充実を図り、地域の防災力をさらに高めていくことが必要で、地域防災訓練、避難所開設訓練の支援や防災説明会の開催など、自分たちのまちを災害から守る「共助」の取り組みを推進します。</p>	○
<p>➤ 防災意識を高めるための啓発や日頃からの備えを推進します。</p> <p>防災に対する知識と技術を身につけるよう、ハザードマップや防災のしおりなどにより普及啓発に努めます。また、自分の身は自分で守る「自助」の意識を広めて、家庭での事前取り決めや食料等の備蓄、非常持ち出し品の備えを推進します。</p>	○
<p>➤ 熟年者施設等の防災力強化を支援します。</p> <p>特別養護老人ホームや障害者施設などに自主的な防災点検を促し、必要な防災対策を支援します。</p>	○
<p>➤ 防災情報を区民の皆様への的確に提供します。</p> <p>自主防災組織に的確な気象情報や津波警報等の防災情報を提供することにより迅速な対応を促します。</p> <p>また、国の中央防災会議等の公表データを区民の皆様へ提供し、防災意識の向上につなげます。</p>	◎

※自主防災組織の現況：昭和 52 年度 24 団体 ⇒ 平成 22 年度 270 団体

※自主防災組織装備助成(昭和 56 年度より)：

結成時 備品：レスキューセット、助成金：70,000 円＋(世帯数×30 円)

※地域防災訓練：約 180 組織・団体が実施

※区民消火隊：避難道路の沿道周辺町会・自治会に 44 隊

※各事務所単位で、「地域防災マップ」を作成

(2) 災害時要援護者対策

① 災害時要援護者の把握

<p>➤ 要援護者の把握については、手上げ方式を主体とし、支援体制づくりを推進します。</p> <p>手上げ方式による情報収集で要援護者を把握し、福祉関係機関や地域力（町会・自治会、民生・児童委員等）を活用した支援体制づくりを推進します。</p>	◎
<p>➤ 個人情報保護に配慮しながら、関係機関と情報共有を図ります。</p> <p>平常時から福祉担当部署が保有する要援護者情報等を防災機関、自主防災組織、民生・児童委員等と情報共有を図る仕組みを検討します。</p>	○

※災害時要援護者：

乳幼児、身体障害者、知的障害者、統合失調症者、病人、高齢者、妊婦、外国人などで、災害に際して必要な情報を得ることや迅速な行動をとるのに支援を要する人々をいいます。

※手上げ方式：

自ら要援護者名簿への登録を希望した方の情報を収集する方式です。

② 障害・疾患等を持つ方の対応

<p>➤ 要援護者の避難支援は共助を基本とします。</p> <p>疾患等を持つ方の健康管理や支援は、地域の共助が重要であり、人的支援（NPO法人、民生・児童委員等）による体制を構築していきます。</p>	○
---	---

(3) 都市間防災協定の拡充

<p>➤ 相互補完できる都市間協定の拡充を図ります。</p> <p>近接した自治体及び同時被災しない自治体と災害時相互応援協定の検討をしていきます。</p>	○
--	---

※現在の都市間協定は千葉県市川市、東京都23区と結んでいます。

(1) 避難所の見直し

<p>➤ すべての区の施設を緊急避難場所として位置づけます。 発災直後の緊急避難については、すべての区施設で受入れを行い、一次避難所開設時には、速やかに避難者を一次避難所に誘導します。</p>	◎
<p>➤ 小・中学校の避難所運営の方法や職員の役割を明確にします。 一次避難所となる小中学校については、避難所運営の方法や、教職員と区職員が連携して取り組むために役割分担を明確にし、避難者へ対応します。</p>	○

※指定管理施設については、災害時の避難所として位置付けるとともに、災害時対応について、区と指定管理者の間で、役割分担や負担経費の取り扱い等について、明確にします。

※災害対応・救助活動等の障害となるため、下記のように避難所指定を受けていない施設があります。

(代表的な施設)

- ①区役所本庁舎及び各事務所(災害活動拠点施設)
- ②文化センター(支援物資拠点施設)
- ③グリーンパレス(ボランティア対応施設)
- ④タワーホール船堀(本部機能補完施設)

(2) 備蓄態勢の見直し

① 備蓄物資の配備計画

<p>➤ 一次避難所となる小・中学校及び区施設に分散配備していきます。 避難してきた方への対応が速やかに行えるよう、予め非常食料等の備蓄物資を分散配備します。</p>	◎
<p>➤ 必要に応じて、一次避難所の備蓄物資を緊急避難に活用します。 発災直後の緊急避難については、すべての区施設で対象者を受入れるため、必要に応じて分散配備された備蓄物資を活用します。</p>	○

※一次避難所【小・中学校】の分散配備量:

クラッカー(2,100食)、サバイバルフーズ(900食)、毛布(400枚)、ブルーシート(50枚)
 カーペット(75枚)

② 飲料水の確保

➤ 乳児用飲料水等を確保します。

給水体制を見直し、発災後、ただちに配送できるペットボトル水を、乳児や病気の方のために備蓄します。

◎

※飲料水の備蓄においては、給水所や貯水槽に区民14日分を確保しています。

(3) 帰宅困難者対策

➤ 緊急避難場所として、区施設を提供します。

帰宅困難者の受入れについては、すべての区施設で行い、併せて交通機関の運行情報や帰宅先の地理情報等の的確な情報提供を行います。

◎

(1) 区民への情報伝達

① 防災行政無線の増設

➤ 難聴地域の改善のため防災行政無線を増設します。

防災行政無線は、緊急的な情報を広範囲に迅速に伝えることができる基本的な情報伝達手段ですが、屋外スピーカーの設置場所や、家屋の機密性に加え高層建物の増加などにより、防災行政無線が聞き取りにくい地域もあるため、難聴地域を解消するため設置箇所を増やします。

なお、災害時の有効な情報伝達手段であるFM放送（FMえどがわ、84.3MHz）についても積極的に連携を図ります。

◎

➤ えどがわメールニュースやツイッターなど、さまざまな伝達手段の有効性を検証します。

災害時に区からお伝えする情報は、防災行政無線だけでは、時間帯や内容によっては伝わらない場合があります。そのため、えどがわメールニュースやツイッターなど、適切な情報伝達の手段の有効性を検証します。

○

※防災行政無線整備計画 現在:256基 → 整備後:290基 (34基増設)
(第一期)H23年度(16基増設)
(第二期)H24年度(18基増設)

② 情報発信体制の整備

<p>➤ 災害対策本部より発信された情報を的確に伝達できる体制を強化します。 区民の皆様が必要とする情報を、迅速かつ的確にお伝えするための情報伝達体制を整備します。</p>	◎
--	---

※危機管理室で本部情報を選定のうえ、情報発信します。

(2) 停電対策

<p>➤ 停電時、施設の優先度及び、事務の必要性に応じて確保すべき非常用電源の設置を検討します。 行政サービスの基幹施設である区役所本庁舎及び各事務所に、最低限の必要な非常用電源の設置を検討します。</p>	○
---	---

(3) 本部機能の確保

<p>➤ 本庁舎機能不全の場合、タワーホール船堀に機能全体を移転します。 発災時に本庁舎が被災した場合の代替施設として、タワーホール船堀を位置付け、災害対策本部及び区役所機能を移転し、非常時の優先業務を継続します。</p>	◎
---	---

(4) 職員防災体制の整備

① 職員の情報伝達・共有体制

<p>➤ 多様な通信手段の最大活用により、各組織間の情報伝達を迅速に行います。 通信不能の事態に備えて、複数の通信手段を活用し、防災業務が滞らない体制を整えます。</p>	◎
<p>➤ 情報伝達訓練を強化します。 迅速かつ正確な情報伝達を職員一人ひとりが身に付け、災害対応が迅速に行えるよう訓練を実施します。</p>	◎

※伝達手段 MCA 無線機、災害時優先電話(固定・携帯)、庁内放送、データ通信網(LAN)等、多様な通信手段を使用する。

② 職員の危機管理意識の向上

<p>➤ 防災研修と訓練を徹底します。 職員が災害時の行動イメージをしっかり持ち、またいつでも災害に対しての緊張感を維持できるよう、繰り返し防災研修や職員訓練を実施します。</p>	◎
--	---

(5) 地域防災計画

<p>➤ 東日本大震災での本区の災害対応を検証し、地域防災計画を見直します。 今回の震災により対応すべき課題(被害想定、避難行動等)を基に、防災計画を見直し、修正を行います。</p>	○
---	---

※計画修正の体系 国【防災基本計画】→ 都【地域防災計画】→ 区【地域防災計画】
※現在の動き 国の中央防災会議では、東日本大震災を受けて被害想定や災害対応等の見直しを行います。

8 被災者、被災地支援

➤ 液状化に伴う被災家屋に対して必要な支援を実施します。

◎

被災した住宅の地盤修復や損傷したライフラインの修復工事に対して、助成制度や支援制度を実施します。

※ 液状化により被災した住宅の修復工事費用の助成

【被災住宅修復助成制度の新設】

- ①地盤修復が必要な戸建住宅に、その修復費用の3分の2を助成
- ②ライフラインの復旧が必要な分譲マンションに、その修復費用の3分の1を助成

※ 液状化により被災した住宅の修復工事費用の借入れ支援

【災害援護資金貸付制度の拡充】

住居、家財に被害を受けた世帯に対して、災害援護資金を貸付けます。

- ・貸付限度：500万円（半壊の場合は320万円・所得制限あり）
- ・償還期間：13年以内（6年間据置き）
- ・貸付利率：保証人がいる場合は無利子

【住宅リフォーム資金融資あっせん制度の拡充】

地盤修復費用の融資あっせんを受ける場合、利子補給を行います。

- ・融資限度：500万円
- ・償還期間：10年以内

【災害復興住宅融資償還助成制度の新設】

ライフラインの修復費用の融資を(独)住宅金融支援機構から受ける場合、利子補給を行います。

- ・融資限度：対象となる工事費又は150万円×住宅戸数のいずれか低い額
- ・融資期間：10年以内（1年間据置き）

➤ 区内事業者の早期回復に向けて被災した事業者へ積極的な支援を実施します。

◎

東京都の融資制度を利用した区内事業者を対象として、利子補給制度を新設します。また、大震災の影響などによる売り上げ減少の相談窓口を開設します。

※江戸川区は、国の保証制度に合わせ新設された東京都融資制度「災害緊急」を利用した区内事業者を対象として利子補給制度を新設します。

【東京都融資制度「災害緊急」】

- ①対象：震災により、直接的、間接的に被害を受けている中小業者
- ②融資限度：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
- ③融資期間：10年以内（据置期間2年以内）
- ④融資利率：最優遇金利 1.5%以内～2.0%以内（融資期間による）

➤ 区内に避難された被災者に対し、きめ細かい支援を実施します。

◎

- ・各事務所に相談窓口・情報コーナーを開設
- ・避難車両の区施設駐車場の提供
- ・生活一時資金（見舞金）の支給
- ・駐輪場の使用料免除
- ・自転車の無料貸出

➤ 被災地の早期な復興を目指し、多面的な支援をこれからも継続して実施します。

◎

【被災地への人的支援について】

《救援物資搬送・避難所運営補助》

- ・茨城県つくば市へ災害支援派遣隊 7 名（3 月 13 日）
- ・岩手県へ災害支援派遣隊 8 名（土木部職員）（3 月 15 日）

《被災者健康管理》

- ・宮城県気仙沼市へ保健師 2 名（3 月 26 日から 5 日間）
- ・福島県相馬市へ保健師 2 名（4 月 12 日から 8 日間）

《道路復旧等事務等》

- ・千葉県浦安市へ土木職 10 名・建築職 4 名（4 月 14 日から 7 月 8 日）

《り災証明書交付・戸籍入力業務（死亡届）・仮設住宅入居申請事務・避難所の運営・生活再建支援金、義援金の申請受付など》

- ・宮城県気仙沼市へ約 220 名を 17 回に分けて派遣
（4 月 11 日・12 日、4 月 16 日から 8 月 1 日）

《災害廃棄物運搬作業》

- ・宮城県仙台市へ清掃職員（3 人×3 回）・清掃車 1 台（4 月 17 日から 5 月 7 日）

《地震調査事務》

- ・宮城県気仙沼市へ(1)建築職 3 名・(2)建築職 2 名
（1）5 月 11 日から 5 月 16 日
（2）6 月 2 日から 6 月 8 日、6 月 21 日から 6 月 27 日

《特別養護老人ホーム等での生活介助》

- ・宮城県気仙沼市へ介護職 各 1 名（合計 2 名）
5 月 28 日から 6 月 3 日、6 月 7 日から 6 月 13 日

（平成 23 年 6 月 13 日現在）

9 この夏の節電対策等

- | | |
|---|---|
| <p>➤ 公共施設については、政府要請の「昨夏比15%減」の目標より、さらに踏み込んで20%以上の節電に取り組めます。</p> <p>庁舎・事務所、地域施設、文化・スポーツ施設、学校、保育園、土木施設などの公共施設が対象となります。</p> | ◎ |
|---|---|

※江戸川区節電基本実行方針・節電実施計画を策定

※節電に対する具体的な取り組み

- ・冷房中の室温 28 度の徹底
- ・悪天候等で照明の確保が保たれない場合を除き日中は消灯
- ・パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
- ・プリンタ、コピー機、FAXの稼働台数の削減
- ・職員のエレベーター利用の原則禁止
- ・施設のエレベーター、エスカレーターの稼働制限 など

- | | |
|---|---|
| <p>➤ 区民、事業者のみなさまが15%以上の節電を進められるよう区として適切な情報提供等に努めます。</p> <p>区は率先して節電に取り組むとともに、区民と力を合わせて節電運動を推進していきます。</p> | ◎ |
|---|---|

- ・節電の効果がわかる取り組みを伝えるなど、適切な情報提供を行う。
- ・区民が実践している効果的な節電の取り組みを紹介し、一層の節電活動につなげていく。
- ・中小規模の事業所に向けて省エネ節電アドバイスを実施し、節電の取り組みを推進する。
- ・各部が節電について、あらゆる機会を通じ関係団体に働きかけていく。
- ・小中学生を対象とした、環境をよくする絵画・作文コンクールのテーマに節電を加え、家庭での取り組みを働きかけていく。
- ・学校版もったいない運動とタイアップして、小中学校での節電教育に取り組む。

➤ **区民に正確で分かりやすい情報提供をします。**

◎

原発事故の長期化が懸念されるため、東京都等と連携して放射線量の測定結果について正確で分かりやすい情報提供を行い、必要な対応を実施していきます。

東京都健康安全研究センターでは、大気中の放射線量を24時間連続で自動測定し、測定結果を東京都のホームページで公開しています。

■ 都内の環境放射線測定結果については、
東京都健康安全研究センターのホームページ

(<http://ftp.jaist.ac.jp/pub/emergency/monitoring.tokyo-eiken.go.jp/monitoring/>)